相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川三丁目二〇番地一七、最後の住所東京都北区滝野川三丁目二〇番二号　被相続人　亡　荒木　建夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

東京都千代田区平河町一―八―二山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区御門台一一〇番地一〇、最後の住所静岡県静岡市清水区御門台一五番五号　被相続人　亡　吉田　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

東京都小平市小川東町四丁目三番六―七〇一号　相続財産管理人　司法書士　武藤　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区芝二丁目三番地、最後の住所川崎市川崎区昭和一丁目二番一四号コーポサクライ二〇二号　被相続人　亡　川井ます子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

川崎市中原区小杉町一丁目四〇三番地小杉ビルディング新館六〇四号室貴村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　貴村　麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市南区能登一丁目一七九番地、最後の住所新潟市南区能登一丁目八番一号　被相続人　亡　須田　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

新潟県燕市殿島一丁目一四番四一号　相続財産管理人　関川　治子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区浮島町三〇五番地、最後の住所名古屋市天白区植田山二丁目一〇一番地　誠和荘　被相続人　亡　森　すゞゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

名古屋市中村区名駅二丁目三七番地二一号　東海ソフトビル五階三輪陽介法律事務所　相続財産管理人　三輪　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市西区伊川谷町上脇二四七番地、最後の住所兵庫県加古川市志方町細工所一〇八六番地　被相続人　亡　山本　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

兵庫県姫路市岡町四〇番地　澤田・中上法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中上　幹雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池郡菊陽町大字原水一五九七番地、最後の住所熊本市御幸西一丁目一五番四三―一一号　被相続人　亡　三島　渉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

事務所熊本市中央区井川淵町一番三五号　舞田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　舞田　邦彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市吉野町四〇五一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鶴田　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

事務所鹿児島市照国町一七番一四号エクセレント照国三〇一号　相続財産管理人　弁護士　増田　博

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社サミット東海　愛知県豊田市御幸本町一丁目一三八番地

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年4月5日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ＳＧ８有限会社　②東京都知事(2)88191　③取締役　氏家顕太郎　④東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　サンリ興産株式会社　代表取締役　氏家顕太郎

①上田宅地建物取引業事務所　②石川県知事(1)第3968号　③代表者　上田芳也　④石川県珠洲市三崎町杉山３―48　⑤1000万円　⑥石川県知事　⑦石川県珠洲市三崎町杉山３―48　上田宅地建物取引業事務所　代表者　上田芳也

①古本工務店株式会社　②大阪府知事(3)5529　③御代表取締役　古本トミ子　旧代表取締役　前田政輝　④大阪市淀川区東三国２―９―27　⑤利付国債1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市淀川区東三国２―９―27　古本工務店株式会社　代表取締役　古本トミ子

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年四月五日

愛知県豊田市御幸本町一丁目一三八番地　株式会社サミット東海　代表取締役　水上　博之